

Business Partner office NEWS

2022年
3月号



法改正ニュース①

— 育児・介護休業法の改正 —
(令和4年4月1日～)

◆妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

【周知事項】

- ①育児休業に関する制度
- ②育児休業の申し出先
- ③育児休業給付に関すること
- ④労働者が育児休業期間について負担すべき社会保険料の取り扱い

【個別周知・意向確認の方法】(以下のうちいずれか)

- ①面談(オンラインも可)
- ②書面交付
- ③FAX(労働者が希望した場合のみ)
- ④電子メール等(労働者が希望した場合のみ)

※取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。

◆育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません(複数の措置を講じることが望ましいです)。

- ①育児休業に関する**研修の実施**
- ②育児休業に関する相談体制の整備等(**実質的対応が可能な相談窓口**や**相談対応者**を置き、**周知**する)
- ③自社の育児休業取得**事例の収集・提供**
- ④育児休業**制度と育児休業取得促進に関する方針の周知**

◆有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件のうち、「**引き続き雇用された期間が1年以上ある者**」であることという要件を**廃止**します。ただし、**労使協定**を締結した場合には、無期雇用労働者と同様に、事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を**対象から除外**することを**可能**とします。

法改正ニュース②

— 「眼の障害」の認定基準の改正 —
(令和4年1月1日～)

①視力障害の認定基準

- ・両眼の視力の和→**良い方の眼の視力**

②視野障害の認定基準

- ・新たに**自動視野計**に基づく基準も創設
 - ・症状で限定→測定数値により**多様な症状**に対応
- この改正に伴い障害等級が上がり、**年金額が増額**する可能性があります。その場合、**増額は請求月の翌月分**からですので、お早めに**手続**なさして下さい。

※3級の障害厚生年金を受けている方のうち、**1級**または**2級に該当したことがない方**については、**65歳を過ぎてからの額改定請求は行えません**。

最近のニュースから

— 厚労省 ワクチン接種における企業指針を明記 —

新型コロナワクチンの接種をめぐって、「接種しないことを理由に解雇された」「仕事を回さない」といった労働者等の悩みが弁護士会のホットラインに多く寄せられている。こうした事態を受け、厚労省はホームページの「新型コロナウイルスに関するQ&A」を更新し、「接種拒否のみを理由として解雇、雇い止めを行うことは許されない」と、企業への指針を明記した。

— コロナ労災 保険料増額せず —

厚生労働省は、新型コロナウイルスによる労災について、本来なら増額する事業者の労災保険料について、コロナ労災分は除外し、増額しない特例を講じることを決めた。2022年度の労災保険率は18～20年度が算定対象期間となる。20年度から始まったコロナ禍により、22年度から上がると見込まれる事業者もあるが、そのまま保険料を上げることは**適当ではない**と判断した。